

令和2年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
株 式 会 社 F F R I
代表取締役社長 鵜 飼 裕 司

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましては、株主様の健康と安全を最優先にお考えいただきますようお願い申し上げます。書面による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和2年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EVENT SPACE EBiS303」
カンファレンススペースABC（5階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第13期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第13期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類
報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件 |

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻など上記対応を更新する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ffri.jp>）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

◎体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は受付にてお申し出いただきますようお願いいたします。

◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。また、マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

◎感染拡大防止のために座席の間隔を拡げ、ご用意できる席数を例年より大幅に減少させていただきます。

(お知らせ) ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ffri.jp>）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、国内において複数の防衛産業を狙ったサイバー攻撃による被害が報告されるなど、不正アクセスによる情報漏洩を始め、Emotetの感染拡大などサイバー・インシデントが多発しました。こうした防衛産業や国家関連組織を狙ったサイバー攻撃は世界中で多発しており、サイバー・セキュリティ対策は国家安全保障の観点においても重要性を増しています。日本政府は、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」においてサイバー防衛能力の抜本的強化を盛り込んだ他、令和2年のサイバー・セキュリティ対策予算を増額するなど対策の強化を進めています。一方で、一般企業においても、サプライチェーンを悪用したサイバー攻撃の活発化が確認されており早急な対策が求められていますが、中小規模企業においてはコストや専門的な人材の慢性的な不足の問題もあり、対策は限定的なものに留まっています。

このような環境の中、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

(セキュリティ・プロダクト)

国内法人向けにつきましては、当社の製品を積極的に拡販する戦略的販売パートナーとの連携強化を進めるとともに、OEM販売を販売活動の中心に据え、自社のリソースを販売パートナーのフォローと大型案件の獲得に集中して取り組んでまいりました。また、FFRI yaraiの検出エンジンの機能強化の他、検出精度を高めるクラウド連携機能を実装し、商品力の向上を図りました。しかし、昨今の新型コロナウイルスの影響により一部の顧客における検討作業が滞るなど営業活動が大きく制限された結果、当初計画に盛り込まれていた、いくつかの大型案件が停止もしくは延期となるなどの遅れが生じております。海外法人向けにつきましては、更なる販売パートナーの獲得へ向けて複数の企業と交渉を進めてまいりました。その結果

ドイツRohde & Schwarz Cybersecurity社との相互サポートを開始しソリューション提供へ向けて関係強化を進めております。国内個人向けにつきましては、ソースネクスト社よりOEM製品である「二重の安心 Powered by FFRI yarai」の販売を開始したほか、FFRI yarai Home and Business Editionの販路拡大に向けた取り組みを行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるセキュリティ・プロダクトの売上高は1,372,488千円（前連結会計年度比7.3%減）となりました。

（セキュリティ・サービス）

セキュリティ・サービスにおきましては、教育・研修サービスやセキュリティ調査、及び車載セキュリティの関連案件を中心に実施しました。この結果、当連結会計年度におけるセキュリティ・サービスの売上高は229,539千円（前連結会計年度比34.6%増）となりました。

また、NTTコミュニケーションズ株式会社との合弁会社である株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズにおきましては、セキュリティ人材の不足が顕著となっている市場状況を背景に案件が増加しており、持分法による投資利益1,156千円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,602,027千円（前連結会計年度比3.0%減）、営業利益341,130千円（前連結会計年度比20.0%増）、経常利益341,726千円（前連結会計年度比20.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益274,488千円（前連結会計年度比35.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当連結会計年度における設備投資額は68,111千円であり、その主な内容は、販売目的ソフトウェアの開発等として56,960千円、自社利用ソフトウェアの購入等として4,828千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等6,322千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成29年3月期)	第 11 期 (平成30年3月期)	第 12 期 (平成31年3月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (令和2年3月期)
売 上 高 (千円)	—	1,673,679	1,651,472	1,602,027
経 常 利 益 (千円)	—	309,685	282,592	341,726
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	222,534	203,197	274,488
1株当たり当期純利益 (円)	—	27.22	24.82	33.52
総 資 産 (千円)	—	2,282,232	2,362,743	2,527,508
純 資 産 (千円)	—	1,112,127	1,316,131	1,590,724
1株当たり純資産 (円)	—	135.89	160.70	194.23

- (注) 1. 第11期より連結計算書類を作成しているため、第10期の各数値については記載しておりません。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成29年3月期)	第 11 期 (平成30年3月期)	第 12 期 (平成31年3月期)	第 13 期 (当事業年度) (令和2年3月期)
売 上 高 (千円)	1,471,785	1,671,989	1,649,848	1,600,678
経 常 利 益 (千円)	258,318	392,647	319,626	351,146
当 期 純 利 益 (千円)	271,616	305,497	123,505	273,853
1株当たり当期純利益 (円)	33.54	37.37	15.09	33.44
総 資 産 (千円)	2,053,691	2,362,487	2,365,362	2,529,755
純 資 産 (千円)	880,885	1,195,115	1,319,276	1,592,971
1株当たり純資産 (円)	108.48	146.03	161.09	194.50

- (注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第12期の期首から適用しており、第11期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
FFRI North America, Inc.	800千USD	100%	セキュリティ製品の販売

(注)令和2年3月31日付で当社の完全子会社であるFFRI North America, Inc.を解散いたしました。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ	200,000千円	40%	サイバー・セキュリティに関する研究開発

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏洩等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社グループでは、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社グループは最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

(人材育成)

当社グループが今後成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社グループは従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

(セキュリティリテラシー)

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社グループは、通常の営業活動のほか、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

(ブランディング)

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社グループ及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、Black Hat※等のカンファレンスにて最新のセキュリティ技術を発表することで当社グループの技術力を示すなど、当社グループの認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

(海外展開)

世界の情報セキュリティ市場における日本のシェアは約10%前後に過ぎず、多くを海外市場が占めております。また、コンピュータ・セキュリティは、その製品技術の内容は世界共通であることから、海外市場への製品供給のハードルは高くなく、海外市場への製品供給は、当社グループの成長戦略上、重要な事項となっております。

(コンシューマー市場での拡販)

ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金といった個人を標的とするサイバー攻撃が拡大を続けている中、既存のセキュリティ対策は高度化するサイバー脅威を前に効果が薄れてきており、有効な製品の普及はほとんど進んでいない状況となっております。また、個人向けのセキュリティ市場規模はICTの発達やモバイル端末の増加により拡大しており、当社グループは個人向け製品の拡販に取り組んでおります。

- ※ Black Hat 世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。

(5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売
コンサルティング及び研修。

(6) 主要な営業所（令和2年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本社事務所		東京都渋谷区		
横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンター		神奈川県横須賀市		

② 子会社

名	称	所	在	地
FFRI North America, Inc.		アメリカ合衆国カリフォルニア州		

(注) 令和2年3月31日付で当社の完全子会社であるFFRI North America, Inc. を解散いたしました。

(7) 使用人の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
91（－）名	6名減（－）

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループはサイバー・セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90（－）名	6名減（－）	34.3歳	3.2年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均
人員を外数で記載しております。

２．当社はサイバー・セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメ
ント別の記載はしておりません。

（８）主要な借入先の状況（令和２年３月31日現在）

該当事項はありません。

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 24,000,000株

② 発行済株式の総数 8,190,000株

③ 株主数 7,635名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
鵜飼 裕司	1,942,000株	23.71%
金居 良治	1,626,000	19.85
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	262,200	3.20
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	260,924	3.19
BNYMSANV RE BNYMSANV DUB RE BNYMGO UCITS ETF SOLUTIONS PLC	256,341	3.13
株式会社 SBI証券	221,400	2.70
田中 重樹	176,000	2.15
BANQUE ET CAISSE D'EPARGNE DE L'ETAT LUXEMBOURG 46985807	108,600	1.33
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	103,900	1.27
石山 智祥	82,000	1.00

（注）持株比率は自己株式（94株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（令和2年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	鵜飼 裕 司	
専 務 取 締 役	金 居 良 治	最高技術責任者、ナショナルセキュリティ事業部長
常 務 取 締 役	田 中 重 樹	最高財務責任者
取 締 役	川 原 一 郎	事業開発室長
取 締 役	梅 橋 一 充	セキュリティプロダクト事業部長
取締役（常勤監査等委員）	原 澤 一 彦	
取 締 役（監査等委員）	松 本 勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授 横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニット 主任研究者 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究 センター 研究センター長
取 締 役（監査等委員）	山 口 功 作	合同会社側用人 代表社員

（注） 1. 取締役（監査等委員）松本勉氏及び山口功作氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、原澤一彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 当社は、取締役（監査等委員）松本勉氏及び山口功作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 (－)	78,000千円 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	18,600 (7,200)
合 計 （うち社外取締役）	8 (2)	96,600 (7,200)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成30年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額2億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、平成28年6月28日開催の第9回定時株主総会において、取締役（監査等委員）について年額3千万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松本勉氏は横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授、横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニット 主任研究者及び国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山口功作氏は合同会社側用人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松本 勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 山口 功作	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である松本勉氏、山口功作氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1千万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

(ロ) 内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(イ) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。

- (ロ) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。
- (ハ) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、当社内に子会社担当部署を設置し、子会社から月次報告その他必要事項について定期報告を実施します。
- (ロ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (ハ) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - i. 監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
 - ii. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。
 - iii. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。

(ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- i. 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。
- ii. その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- iii. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(ハ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- i. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ii. 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- iii. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

(ニ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

⑦ その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

② コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

④ 取締役の職務執行について

当社は、毎月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査等委員は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査等委員会がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査等委員会は会計監査人、内部監査部門など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,272,786	流 動 負 債	696,597
現金及び預金	2,016,262	未 払 金	41,345
売 掛 金	185,348	未 払 費 用	6,644
製 品	620	未 払 法 人 税 等	25,239
前 払 費 用	31,413	未 払 消 費 税 等	32,056
そ の 他	39,141	預 り 金	8,250
固 定 資 産	254,721	前 受 収 益	566,357
有 形 固 定 資 産	14,741	資 産 除 去 債 務	16,703
建 物	5,666	固 定 負 債	240,186
工具、器具及び備品	9,075	長 期 前 受 収 益	240,186
無 形 固 定 資 産	72,449	負 債 合 計	936,783
商 標 権	145	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	72,304	株 主 資 本	1,590,724
投資その他の資産	167,530	資 本 金	286,136
投資有価証券	158,013	資 本 剰 余 金	261,136
長期前払費用	156	利 益 剰 余 金	1,043,830
差入保証金	1,491	自 己 株 式	△379
繰延税金資産	7,868	純 資 産 合 計	1,590,724
資 産 合 計	2,527,508	負 債 純 資 産 合 計	2,527,508

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自平成31年 4 月 1 日)
(至令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,602,027
売 上 原 価		317,906
売 上 総 利 益		1,284,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		942,990
営 業 利 益		341,130
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 手 数 料	161	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,156	
そ の 他	141	1,479
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	884	884
経 常 利 益		341,726
特 別 損 失		
減 損 損 失	10,676	10,676
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		331,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	60,466	
法 人 税 等 調 整 額	△3,905	56,560
当 期 純 利 益		274,488
親会社株主に帰属する当期純利益		274,488

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自平成31年 4 月 1 日 ）
（ 至令和 2 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	286,136	261,136	768,953	△220	1,316,006
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			274,488		274,488
自 己 株 式 の 取 得				△158	△158
連 結 範 囲 の 変 動			388		388
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	274,877	△158	274,718
当 期 末 残 高	286,136	261,136	1,043,830	△379	1,590,724

	その他の包括利益 累 計 額		純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 利 益 包 括 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	125	125	1,316,131
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			274,488
自 己 株 式 の 取 得			△158
連 結 範 囲 の 変 動			388
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	△125	△125	△125
当 期 変 動 額 合 計	△125	△125	274,593
当 期 末 残 高	－	－	1,590,724

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度において、FFRI North America, Inc.は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了までの損益計算書については連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1社

・会社等の名称 株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

・製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
- ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・商標権 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額6,985千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当連結会計年度末に行ったため当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 40,635千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	建物	10,676千円

当社グループの資産グルーピングは管理会計上区分している事業区分に基づいた区分で行い、本社については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから主に共用資産としております。当連結会計年度において、本社移転の意思決定をしたことに伴い使用が見込めない等の資産につき帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8,190,000株	一株	一株	8,190,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性があります、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,016,262	2,016,262	—
②売掛金	185,348	185,348	—
資産計	2,201,611	2,201,611	—
①未払金	41,345	41,345	—
②未払費用	6,644	6,644	—
③未払法人税等	25,239	25,239	—
④未払消費税等	32,056	32,056	—
⑤預り金	8,250	8,250	—
負債計	113,536	113,536	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①未払金、②未払費用、③未払法人税等、④未払消費税等、⑤預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式（※1）	158,013
差入保証金（※2）	1,491

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 賃貸借物件に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 194円23銭

(2) 1株当たりの当期純利益 33円52銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,272,780	流 動 負 債	696,597
現金及び預金	2,016,256	未 払 金	41,345
売 掛 金	185,348	未 払 費 用	6,644
製 品	620	未 払 法 人 税 等	25,239
前 払 費 用	31,413	未 払 消 費 税 等	32,056
そ の 他	39,141	預 り 金	8,250
		前 受 収 益	566,357
固 定 資 産	256,975	資 産 除 去 債 務	16,703
有 形 固 定 資 産	14,741	固 定 負 債	240,186
建 物	5,666	長 期 前 受 収 益	240,186
工具、器具及び備品	9,075	負 債 合 計	936,783
無 形 固 定 資 産	72,449	(純資産の部)	
商 標 権	145	株 主 資 本	1,592,971
ソ フ ト ウ ェ ア	72,304	資 本 金	286,136
		資 本 剰 余 金	261,136
投資その他の資産	169,784	資 本 準 備 金	261,136
投資有価証券	300	利 益 剰 余 金	1,046,078
関係会社株式	160,000	その他利益剰余金	1,046,078
長期前払費用	156	繰越利益剰余金	1,046,078
差入保証金	1,458	自 己 株 式	△379
繰延税金資産	7,868	純 資 産 合 計	1,592,971
資 産 合 計	2,529,755	負 債 純 資 産 合 計	2,529,755

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成31年 4 月 1 日)
(至令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,600,678
売 上 原 価		317,906
売 上 総 利 益		1,282,772
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		932,234
営 業 利 益		350,537
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,545	
受 取 手 数 料	161	
そ の 他	192	1,899
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,290	1,290
経 常 利 益		351,146
特 別 損 失		
減 損 損 失	10,676	
関 係 会 社 清 算 損	10,142	20,818
税 引 前 当 期 純 利 益		330,327
法人税、住民税及び事業税	60,378	
法 人 税 等 調 整 額	△3,905	56,473
当 期 純 利 益		273,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成31年4月1日)
(至令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	286, 136	261, 136	261, 136	772, 224	772, 224	△220	1, 319, 276	1, 319, 276
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				273, 853	273, 853		273, 853	273, 853
自 己 株 式 の 取 得						△158	△158	△158
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	273, 853	273, 853	△158	273, 695	273, 695
当 期 末 残 高	286, 136	261, 136	261, 136	1, 046, 078	1, 046, 078	△379	1, 592, 971	1, 592, 971

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

・ 其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

・製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・商標権 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額6,985千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末に行ったため当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	40,635千円
----------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	579千円
-----	-------

販売費及び一般管理費	1,800千円
------------	---------

営業取引以外の取引高

営業外収益	1,616千円
-------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	94株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,309千円
一括償却資産	219千円
減価償却超過額	3,323千円
資産除去債務	5,114千円
減損損失	1,027千円
繰延税金資産小計	11,994千円
評価性引当額	△2,935千円
繰延税金資産合計	9,058千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,189千円
繰延税金負債合計	1,189千円
繰延税金資産の純額	7,868千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.17%
法人税等の特別控除	△2.12%
評価性引当額の増減	△11.48%
その他	△0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.10%

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	FFRI North America, Inc.	所有 直接100%	当 社 製 品 の 販 売 役員の兼任	資 金 の 貸 付	44,396	—	—
				債 権 の 放 棄	44,396	—	—
				利 息 の 受 取	1,526	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 債権放棄は、FFRI North America, Inc.の清算終了に先立ち行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 194円50銭

(2) 1株当たりの当期純利益 33円44銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月21日

株式会社F F R I

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 貴 雄 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F F R Iの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F F R I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月21日

株式会社F F R I

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 貴 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F F R Iの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月22日

株式会社 F F R I 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 原 澤 一 彦 ㊞

監 査 等 委 員 松 本 勉 ㊞

監 査 等 委 員 山 口 功 作 ㊞

(注) 監査等委員松本勉及び山口功作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社の今後の事業拡大にあたり、当社が営むサイバー・セキュリティ事業を商号に示すことで幅広い層で認知の拡大と向上を図るため、商号を「株式会社FFRIセキュリティ」に変更すべく、現行定款第1条に定める商号を変更するものであります。

(2) 令和2年2月21日の取締役会において、本社の移転先を決定しておりますが、本店所在地が現在の東京都渋谷区から東京都千代田区に変更となるため、現行定款第3条に定める本店所在地の変更を行うものであります。

(3) その他、表記方法の変更等を行い、現行法令に基づき定款の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は株式会社FFRIと称する。英文ではFFRI, Inc. と表示する。 第2条 (記載省略) (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。 第4条 (記載省略) 第2章 株式 第5条～第11条 (記載省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (記載省略)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は株式会社FFRI <u>セキュリティ</u> と称する。英文ではFFRI <u>Security</u>, Inc. と表示する。 第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。 第4条 (現行どおり) 第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第20条 （記載省略） （取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>他の</u>監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 第22条～第31条 （記載省略） 第5章 監査等委員会 第32条～第36条 （記載省略） 第6章 会計監査人 第37条～第40条 （記載省略） 第7章 計算 第41条～第44条 （記載省略） 附則 （記載省略）	第4章 取締役及び取締役会 第18条～第20条 （現行どおり） （取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③<u>任期の満了前に退任した</u>監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した</u>監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 第22条～第31条 （現行どおり） 第5章 監査等委員会 第32条～第36条 （現行どおり） 第6章 会計監査人 第37条～第40条 （現行どおり） 第7章 計算 第41条～第44条 （現行どおり） 附則 （現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	う かい ゆう じ 鵜 飼 裕 司 (昭和48年2月17日生) (再任)	平成12年4月 イーストマンコダックジャパン株式会社 入社 平成15年3月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社)入社 平成19年7月 当社設立 取締役副社長最高技術責任者 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	1,942,000株
(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上において重要な役割を果たしております。以上より、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かな い りょう じ 金 居 良 治 (昭和50年1月17日生) (再任)	平成16年10月 eEye Digital Security社(現 Beyond Trust社)入社 平成19年7月 当社設立 取締役技術担当 平成21年3月 取締役最高技術責任者 平成30年6月 専務取締役最高技術責任者(現任) 令和2年3月 ナショナルセキュリティ事業部長 (現任)	1,626,000株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の専務取締役最高技術責任者として技術面で重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	た なか しげ き 田 中 重 樹 (昭和43年1月13日生) (再任)	平成16年6月 バリオセキュア・ネットワークス 株式会社(現 バリオセキュア株 式会社)入社 平成20年12月 当社入社 管理部長 平成21年4月 経営管理本部長 平成21年6月 取締役最高財務責任者 平成30年6月 常務取締役最高財務責任者 (現任)	176,000株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の常務取締役最高財務責任者として管理部門全体のマネジメントを担当し、コーポレート・ガバナンスを中心に重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	かわ はら いち ろう 川 原 一 郎 (昭和45年3月18日生) (再任)	平成10年4月 株式会社システムプロ(現 株式 会社システナ) 入社 平成19年7月 インフォサイエンス株式会社 入社 平成24年3月 当社入社 技術戦略室 シニ ア・マネージャー 平成26年4月 執行役員 事業推進本部長 平成30年6月 取締役 事業推進本部長 令和2年3月 取締役 事業開発室長(現任)	3,600株
(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の取締役事業推進本部長として営業部門全体のマネジ メントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は 引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き 取締役として選任をお願いするものであります。			
5	うめ はし かず み 梅 橋 一 充 (昭和55年2月19日生) (再任)	平成13年4月 富士インフォックス・ネット株式 会社 入社 平成18年4月 ソーバル株式会社 入社 平成20年4月 当社入社 平成22年6月 沖縄研究開発部長 平成24年4月 執行役員 プロダクト開発第二部長 平成30年6月 取締役 製品開発本部長 令和2年3月 取締役 セキュリティプロダクト 事業部長(現任)	2,000株
(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の取締役製品開発本部長として製品開発部門全体のマネ ジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実 績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き 続き取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化のため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はら さわ かず ひこ 原 澤 一 彦 (昭和42年10月2日生) (再任)	平成5年4月 日産ディーゼル工業株式会社（現 UD トラックス株式会社）入社 平成25年5月 当社入社 経営管理本部 総務部長 平成27年10月 経営管理本部 副本部長 平成30年6月 取締役（常勤監査等委員） (現任)	6,000株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員である取締役候補者とした理由) 同氏はこれまで当社の総務部長、経営管理本部副本部長を歴任するとともに、監査等委員会の補助業務に従事し、監査等委員である取締役及び内部監査部門との連携など、当社の発展に貢献してまいりました。上記理由から、当社における豊富な経験と実績を活かし、常勤の監査等委員である取締役としての的確、公正に職務執行を遂行できると判断し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	まつもと つとむ 松 本 勉 (昭和33年10月20日生) (再任)	昭和61年4月 横浜国立大学工学部電子情報工学科 専任講師 平成元年11月 横浜国立大学工学部電子情報工学科 助教授 平成2年4月 日本銀行金融研究所 客員研究員 平成13年4月 横浜国立大学大学院 環境情報研究 院 教授 (現任) 平成25年4月 独立行政法人日本学術振興会 学術 システム研究センター 専門研究員 平成25年12月 横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニッ ト 主任研究者 (現任) 平成28年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 平成30年11月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究 センター 研究センター長 (現任)	一株
	(取締役会の出席回数) 13回/14回 (監査等委員会の出席回数) 13回/14回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏は長年情報工学の研究に取り組んでおり、幅広い見識と豊富な経験を有しているため、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やまぐちこうさく 山 口 功 作 (昭和46年12月24日生) (再任)	平成7年9月 株式会社ヴィット 入社 平成12年10月 株式会社ユーザーズサイド 入社 平成15年6月 駐日エストニア共和国大使館 エンタープライズ・エストニア日 本支局長 平成28年3月 株式会社Cysec-Lab設立 代表取締役 平成30年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） 令和2年3月 合同会社側用人 代表社員 （現任）	－株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏は情報通信分野における豊富な経験と実績を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。上記理由から、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ひら やま たか お 平 山 孝 雄 (昭和25年9月13日生) (新任)	平成10年12月 防衛庁 海上幕僚監部 通信課長 平成15年8月 海上自衛隊 システム通信隊群司令 平成20年8月 株式会社シマンテック総合研究所 取締役会長 平成26年3月 ヴィエムウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー (現任) 平成27年11月 ネットアップ株式会社 (現 ネットアップ 合同会社) 公共営業部 アドバイザ ー (現任)	一株
(取締役会の出席回数) 一回/14回 (監査等委員会の出席回数) 一回/14回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏はナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。上記理由から、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松本勉氏及び山口功作氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、平山孝雄氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 松本勉氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 山口功作氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、松本勉氏及び山口功作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、平山孝雄氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
もり 達 哉 (昭和48年6月9日生)	平成11年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成22年10月 日本電信電話株式会社 サービスインテグレーション基盤研究所 参事(主任研究員) 平成25年4月 早稲田大学 基幹理工学部 准教授 平成26年4月 社会福祉法人ハッピーネット 評議員(現任) 平成30年4月 早稲田大学 基幹理工学部 教授(現任) 平成30年5月 理化学研究所 革新知能統合研究センター 客員研究員(現任) 平成31年4月 情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 招へい専門員(現任) 令和2年4月 内閣サイバーセキュリティセンター 研究開発戦略専門調査会 委員(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 森達哉氏は補欠の社外取締役候補者であります。

3. 森達哉氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は情報セキュリティの研究者として高い専門性を持つほか、幅広い見識と豊富な経験を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 森達哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、平成28年6月28日開催の第9回定時株主総会において、年額3千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は1名増員されることとなりますので、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

以 上

メ

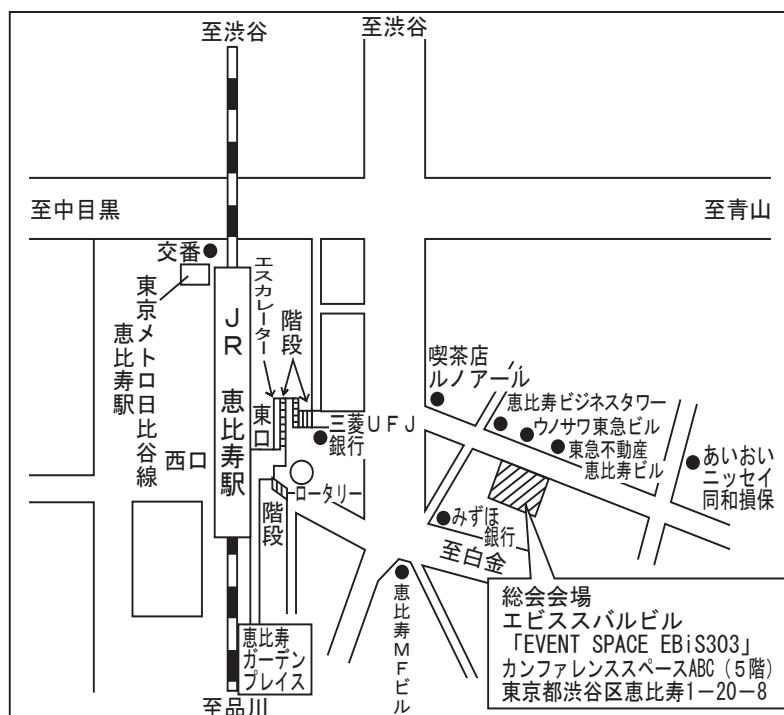
モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice, starting from the line immediately below the character 'メ' and continuing down to the bottom of the page.

株主総会会場ご案内図

エビススバルビル「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンス
スペースABC（5階）が会場です。



最寄駅

J R 恵比寿駅東口

東京メトロ日比谷線 恵比寿駅

徒歩約5分